

下原委員（草莽の会）

平成 30 年 3 月 7 日
教育長 答 弁 実 録
（ 教 育 委 員 会 ）

（問）高等学校学習指導要領案に対する受止めについて

この度、国において示された高等学校学習指導要領案では、「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善や、「公共」等の科目の新設が行われることとなるが、この高等学校学習指導要領案について、県としてどのように受け止めているのか、教育長に伺う。

（答）

この度改訂予定の高等学校学習指導要領におきましては、各学校におきまして、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、多様な人々と協働を促す教育の充実が求められていることが示されております。

この学習指導要領の趣旨につきましては、本県が、平成 26 年 12 月策定をいたしました「広島版『学びの変革』アクション・プラン」に基づき、現在、各校において既に実践をしております「主体的な学び」の取組の考え方と同じものであり、その意味では、本県の取組は、新学習指導要領の理念を先取りしてきたものであるととらえております。